

限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領、契約保証金の取扱い及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第 8 条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

土木工事 _____（商号又は名称）

建築工事 _____（商号又は名称）

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当共同企業体の取引金融機関は、_____（金融機関名）（支店名）_____とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条 工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員相互間の責任の分担）

第 14 条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当共同企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、当共同企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうち土木工事を担当する者が工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 構成員のうち建築工事を担当する者が工事途中において破産又は解散した場合においては、当共同企業体は解散すること。

3 前二項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当共同企業体が解散した後においても、当該工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記協定の証として本書3通を作成し、構成員が記名押印のうえ、各自その1通を保有するとともに1通を瀬戸内市に提出する。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

Ⓜ

住 所
商号又は名称
代 表 者

Ⓜ

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

瀬戸内市発注に係る下記工事については、(工事名) (商号又は名称) (商号又は名称) 特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当共同企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

1 分担工事額 (消費税及び地方消費税分を含む。)

土木工事 (商号又は名称) , 円
建築工事 (商号又は名称) , 円

上記協定の証として本書3通を作成し、構成員が記名押印のうえ、各自その1通を保有するとともに1通を瀬戸内市に提出する。なお、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、再度変更後の協定書を同様に作成し瀬戸内市に提出する。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 ⑨

住 所
商号又は名称
代 表 者 ⑨

注 本協定書は、落札決定後設置される運営委員会で決定され次第、速やかに発注者に提出するものとする。